

犬・猫を譲渡しています



鹿児島市では、動物愛護管理センターに收容された犬・猫について、殺処分はできるだけ行っておりません。

1頭でも多くの犬・猫の命が救われるよう、市民の皆様譲り渡したいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

1. 犬・猫をあなたの家族として迎えるまで

動物愛護管理センターで
犬・猫とご対面



譲渡前の講習会を受ける



譲受申込書を提出



今日から家族の一員

動物愛護管理センターのご案内

所在地：〒890-0035

鹿児島市田上町3910番地

電話：099-264-1237

開館時間：月曜日から金曜日

8時30分～17時15分

休館日：土曜日・日曜日・祝日・

年末年始（12月29日～1月3日）

2. お譲りする犬・猫について

譲渡する犬・猫は、迷い犬や飼えなくなって保健所で引取ったペットたちです。

散歩やしつけなど、一般のご家庭で飼うことができるよう、訓練を行い、譲渡できると判断された動物だけが対象となりますので、無駄吠えや咬みつきぐせなど人に慣れていない犬・猫や感染症などにかかっている犬・猫はお譲りしておりません。

譲渡対象の犬・猫については、動物愛護管理センターで直接ご覧になるか、市のホームページをご覧ください。

3. お譲りするにあたって、約束していただくこと

- ◆ 譲り受けた犬・猫は、ルールとマナーを守って、最後まで大切にかわいがってください。
- ◆ 譲渡時に諸経費（犬の登録料など）が必要となる場合があります。
- ◆ 譲り受けた動物を販売するなど、営利目的の行為は行わないでください。
- ◆ 犬は、市町村への登録と年1回の狂犬病予防注射を行い、放し飼いは絶対にしないでください。
- ◆ 猫は、不妊・去勢手術や屋内で飼うなど、飼えない子猫を増やさないようにしてください。

〔問い合わせ先〕 生活衛生課 動物愛護管理係 TEL 099(803)6905